

共同住宅等の各戸検針・料金徴収に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市水道事業の給水区域に所在する共同住宅等の所有者又はその代理人（以下「所有者等」という。）から各戸検針の申込みがあった場合の水道メーター（以下「メーター」という。）の点検（以下「検針」という。）及び料金徴収に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(各戸検針の方式)

第2条 各戸検針は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 遠隔式 集中検針装置により全戸のメーターを検針する方式をいう。
- (2) 直読式 メーターを直接読み取って検針する方式をいう。

(適用の要件)

第3条 各戸検針の対象となる共同住宅等は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 貯水槽以下の装置の構造が佐世保市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める基準に適合していること。
- (2) 各戸メーターの検針、取替その他各戸検針等に係る業務を支障なく行うことができるよう必要な措置が講じられていること。
- (3) オートロック式の共同住宅等の場合は、検針及びメーターの取替等の業務に支障がないよう、暗証番号の通知、鍵の交付等の措置がとられること。

(一括適用の原則)

第4条 この要綱に定める各戸検針・料金徴収の適用は、当該共同住宅等に一括して適用するものとし、部分的な適用は認めない。

(申込み手続等)

第5条 共同住宅等の各戸検針の適用を受けようとする所有者等は、共同住宅等の各戸検針・料金徴収申込書（第1号様式）に次の書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) オートロック解錠方法設定届（第2号様式）
- (2) パイプシャフト内の平面図及び側面図
- (3) 遠隔指示メーターにおいては、遠隔指示メーターに関する誓約書（第3号様式）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(検査等)

第6条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、各戸検針等に関する必要な事項の調査を行うものとする。この場合において、管理者は所有者等に対して必要な指示をすることができる。

(メーターの設置)

第7条 遠隔式による各戸メーター及び集中検針盤等の設置は、所有者等が自己の負担で行うものとする。

2 直読式による各戸メーターの設置は、管理者の貸与するメーター（以下「局メーター」という。）を、所有者等が自己の負担で行うものとする。

(メーターの取替)

第 8 条 遠隔式による各戸メーターの取替は、所有者等が自己の負担で行うものとする。

2 直読式による各戸メーターの取替は、管理者が行うものとする。

3 所有者等が設置した遠隔式による各戸メーターから局メーターへの取替については、所有者等が自己の負担で行うものとする。

(各戸メーターの管理)

第 9 条 所有者等及び水道使用者は、各戸メーター等を常に清潔に保管し、各戸メーター等の点検、取替又は修繕に支障となるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

(異常水量の通知等)

第 10 条 管理者は、各戸の使用水量に著しい増減がある場合等、共同住宅内での漏水等の異常が疑われるときは、各戸の使用者に連絡するものとする。この場合、当該使用者又は所有者等は、漏水等の異常の有無について調査し、異常が認められた場合は速やかに修繕するものとする。

(水質保全及び維持管理)

第 11 条 貯水槽以下の装置の水質保全及び漏水防止等その他の維持管理は、所有者等が全責任を負うものとする。

(届出の義務)

第 12 条 所有者等は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届けなければならない。

(1) 共同住宅等の所有者に変更があったとき (第 4 号様式)

(2) オートロック解錠方法に変更があるとき (第 2 号様式)

(3) 受水槽以下の装置の増設、改造又は撤去の工事をしようとするとき

(各戸検針・料金徴収の中止)

第 13 条 管理者は、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定する義務に違反した場合は、各戸メーターによる検針を中止し、給水装置に設置したメーターによる検針を行い、所有者等から料金を一括徴収するものとする。

(その他)

第 14 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、佐世保市水道条例、佐世保市水道条例施行規程その他関係規定の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。ただし、本要綱施行日以前に設置したメーターの取替については、平成 25 年 10 月 1 日以降より適用する。